第 5453 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 4月 20日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 障害者控除

Q：障害者手帳を持っていなくても障害者控除が受けられる場合があるとか。どんな場合ですか？

A：自治体が障害者に準ずると認定された場合は障害者控除が受けられます。

【解説】

所得税の障害者控除とは、障害者１人につき27万円、特別障害者の場合は１人につき40万円、控除対象配偶者や扶養親族が特別障害者に該当し、かつ納税者やその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている場合は75万円を所得から控除してくれる制度です。

制度の対象となる障害者は、身体障害者手帳の交付を受けた者（１級と２級は特別障害者）及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（１級は特別障害者）、その他知的障害者や身体障害者に準ずる者として市町村長等が認定した者となっています。

身体障害者に準ずる者の認定基準は、自治体によって様々ですが、介護保険法による要介護認定の対象となる者から要介護認定には至らない中軽度の知的障害者まで幅広く対象としているところもあるようです。

要件は自治体に確認しなければなりませんが、認定の要件を満たす場合には、障害者控除対象者認定書を交付してもらうことで障害者控除が受けられることとなります。

ただし、認定は毎年受けなければなりませんので、この点に注意してください。